

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社D支店に勤務していたが、昭和〇年〇月〇日、同僚の車で帰宅途中、電車に乗るため車を降りた際に車が急発進したため接触して右足を捻り、そのまま電車に乗車したものの、下車駅の階段で右足をかばったため左足の足首と膝を同時に捻って負傷し、医療機関に受診して、翌日「右足関節捻挫」と、その後「左足関節外側靭帯損傷」（以下、併せて「本件傷病」という。）と診断されたことから、通勤災害であるとして療養及び休業を継続していた。

請求人は、本件傷病により療養及び休業したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）したとして、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養給付及び休業給付を支給しないこととした監督署長の処分が妥当なもの認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書第2の1に記載されているとおりである。

(2) 請求人は、本件傷病は未だ症状固定に至っていない旨主張しているもので、以下、検討する。

請求人の主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け「症状等の照会に対する回答」において、請求人が平成〇年〇月〇日受診後、今後の治療効果については「症状は固定状態」、症状固定・治ゆ見込みについては「既に症状固定のつもりです」と述べている。また、平成〇年〇月〇日監督署受付「意見書」においても「症状には全く変化がございません。当科としては数年来症状固定のため、治ゆ（症状固定）状態であることをご本人に申し上げております」と述べており、請求人の本件傷病が治ゆ（症状固定）状態であることについて、同医師の意見は明白である。

当審査会としては、E医師の意見を含め、関係資料、医証を再度精査したところ、請求人の本件傷病は、少なくとも平成〇年〇月〇日には症状固定の状態にあったものと判断することが妥当であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日

作成のF医師による診断書及び同医師の意見書がある旨主張しているが、上記の症状固定の判断に影響するような事実であるとは認められない。

(3) 請求人は、請求人からの十分な事情聴取が行われず手続きが不公正である旨主張しているが、請求人からの再度の事情聴取が必要と判断されるような資料不足は認められないことから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。